

議第二十六号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び第四号並びに第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第五項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第八項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第八項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十一項

中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項ただし書及び第四号並びに第六十九条第一項ただし書及び第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第七十五条第一項第一号及び第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同項第四号中「当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき」を削り、「の員数」を「又は管理栄養士」に改める。

（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一項ただし書及び第四号、第二百五十九条第一項ただし書及び第三号並びに第六十五条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一项中「事業所の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書及び第三号並びに第六項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書及び第四号並びに第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第十条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十一条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第十二条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十三条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項、第四十五条第一項第二号、第五十七条第一項、第六十七条第一項ただし書及び第一号、第八十条第一項本文及び第一号、第八十九条第一項並びに第九十七条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十四条 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号及び第二十三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十五条 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

栄養士法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。